

ラウンドテーブル・ミーティングについて（開催報告）

ラウンドテーブル・ミーティングを開催し、チェコ政府関係者と意見交換を行いました。概要を以下の通り報告します。

1. 開催概要

日時・場所：2023年2月14日（火）13:00～15:00 @在チェコドイツ商工会議所内会議室

主催：在チェコ日本商工会、JETRO プラハ、在チェコドイツ商工会議所

参加者：チェコ：5名 チェコインベスト 投資・外国オペレーション部長 ユングマンヴァー氏

労働・社会福祉省 雇用部長 シュチェパーンコヴァー氏

内務省 難民・移民政策部 政策・分析課 プリフタ氏

教育・青年・スポーツ省 職業教育部長 スタラー氏

産業貿易省 原発エネルギー部門担当副大臣 エフレル氏

日本：7名 真木会長、荻崎副会長、栗林副会長、松本副会長、岡本副会長、

徳永前副会長、JETRO 志牟田

ドイツ：8名 シュラフタ会長（ボッシュ）ほか

トピック：①製造業向け投資インセンティブの設定・拡充、②電子化された病欠制度に対する評価、③労働許可・ビザ手続きの迅速化・簡素化（以上日本から発表）、④教育制度、⑤エネルギー安全保障（以上ドイツから発表）

2. 日本側発表テーマに対するチェコ政府関係者からの主なコメント（カッコ内はコメントした省庁・機関）

①投資インセンティブに関する法律・政令の改正案が審議される予定。成立すれば、インセンティブ付与の条件を満たした投資計画については、これまで必要だった政府の承認が不要になる。ただしインセンティブの対象は、より高付加価値なプロジェクトに限定される方針。詳細が決まり次第、セミナーを開くなどして情報を共有する。

（チェコインベスト）

②電子化によって効率化が実現。非接触のため、コロナ下でも手続きを継続できた点も評価している。（電子化導入による病欠制度の悪用の増減など） 欠勤率への影響は測定できていない。（労働・社会福祉省）

③ビザ更新手続きは期限切れ6か月前から申請可能だが、ビザ更新手続きの開始に必要な労働許可の更新は、期限切れ3か月前からしか申請できない。一般的に、労働省では労働許可の更新手続きは申請から30日以内で（スムーズに）完了している。ただビザ手続き期間が実質的に2か月以下となり、内務省の手続きが間に合わず、ブリッジビザを発行するケースが生じているのは事実。労働・社会福祉省が内務省と連携して、改善策を検討したい。日本側から、ブリッジビザの発給など非効率な事態が生じた具体的な事例を共有してほしい。（内務省、労働・社会福祉省）

3. 労働許可・ビザの取得・更新手続きが円滑に進まず不都合が生じた事例の共有について（依頼事項）

2. ③のチェコ政府関係者（労働・社会福祉省シュチエパーンコヴァー氏）のコメントを踏まえて、皆さまの企業にて、労働許可・ビザの取得・更新手続きが円滑に進まず不都合が生じた事例がありましたら、**3月3日（金）までに商工会事務局までメールにて共有をお願いします。** 渉外グループにてとりまとめ、社名を伏せた上で、労働・社会福祉省、内務省に共有します。

4. 2023年のラウンドテーブル・ミーティングの開催について

ラウンドテーブル・ミーティングは毎年開催しており、次回は日本が主幹事を務めます。役員会・渉外グループにて詳細の検討を進めた上で、例会にてご報告します。

以上

（ご参考：当日の写真）



ディスカッションの様子



ミーティング後の集合写真



シユラフタ会長と真木会長